

役員・評議員等旅費規程

社会福祉法人

光明保育所

社会福祉法人 光明保育所
役員・評議員等旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、業務のために旅行する役員・評議員等に対し、支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第 2 条 役員・評議員等が業務のため旅行した場合には、その役員・評議員等に対し、旅費を支給する。

(出張命令)

第 3 条 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段で、業務の円滑なる遂行を図ることが出来ない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り出張命令を発することができる。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料及び旅行雑費とする。

(旅費の条件)

第 5 条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、やむを得ない事情により通常の経路及び方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 6 条 旅費計算上の旅費日数は、旅行のために要した日数による。

(鉄道賃)

第 7 条 鉄道賃の額は、旅客運賃による。

2 特別の理由がある場合は、急行料金、特別車両料金及び新幹線特別急行料金を支給する。

(船 賃)

第 8 条 船賃の額は次の各号に掲げる旅客運賃による。

2 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による場合は中級運賃。

3 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による場合は下級運賃。

4 運賃の等級の無い船舶による場合は乗船による運賃。

5 その他寝台料金等特別に必要とした場合は現に支払った料金。

(航空賃)

第 9 条 航空機利用は特に必要と認めた場合のみとし、現に支払った旅客運賃とする。

(車 賃)

第 10 条 車賃の額は、1 kmにつき 30 円又はその実費額とする。

- 2 車賃は全路程を通算して計上する。但し、1 km未満は切り上げて計上する。
- 3 公用車を利用した時は、支給しない。

(日当及び宿泊料)

第 11 条 日当、宿泊料の額は次の各号により別表のとおりとする。但し、旅館の指定があり宿泊料が不足する場合に限り差額を支給する。なお、平常業務的な在勤地用務には日当を支給しない。

- 2 鉄道往復 100 km未満、水路同 70 km未満、陸路同 50 km未満における日当の額は在勤地を除き定額の 2 分の 1 相当額とする。
- 3 鉄道、陸路、水路にわたる旅行については前項の規定の率によって計算する。
- 4 食事は船賃の他、別に食事を要する場合に限り別表 2 により支給する。

(旅行雑費)

第 12 条 旅行雑費の額は、連絡航路送船その他有料道路の料金及び駐車料の実費額による。

(旅費の打ち切り支給)

第 13 条 講習、訓練その他特別の事由により、旅費の定額によることが不適當な場合には、これを減じ又は打ち切り支給をなし、若しくは支給しないことができる。

(旅費の請求手続き)

第 14 条 旅費の支給を受ける者及び概算払いによる旅費の支給を受けた者で、その精算をする者は、所定の請求書に必要な書類を添え、出張命令権者に提出しなければならない。

附 則

1. この規程は令和 1 年 6 月 5 日に制定し、平成 31 年 4 月 1 日から摘要する。

別表1

区 分	日 当 (1日につき)			宿 泊 料 (一夜につき)
	在 勤 地 外	在 勤 地	国 外	
役員・評議員	3,000円	3,000円	10,000円	15,000円

別表2

区 分	食 事 料 (一夜につき)
役員・評議員	3,500円